

ビジネスと知的資産・知財法研究分科会セッション

◆ イノベーションのために知財視点で行うべきことは何か ◆

副題: 「知財政策がイノベーションを妨げないために」

■ パネリスト

- 1) 寺本振透: 【九州大学大学院法学研究院 教授】
- 2) 劉 昕: 【中国弁理士、日本弁理士、理学博士 北京瑞盟知識産権代理有限公司】
- 3) 中島 淳: 【太陽国際特許事務所所長、工学院大学客員教授、静岡大学客員教授 元知財戦略本部委員 弁理士、博士(工学)】
- 4) 遠山 勉: 【弁理士 成蹊大学法学部非常勤講師、秀和特許事務所、株式会社知財ソリューション代表取締役】

■ 内容

第13回年次学術研究発表会の統一テーマは、東アジアからの挑戦ーイノベーションと知財の未来に向けてーである。これを受け、当分科会では、東アジア諸国で進められている活発なイノベーション活動を支える側の立場から、パネリストからの問題提起をしていただき、今後の活動のあり方を検討してみたいと思います。

メインパネリストの九州大学大学院法学研究院の寺本振透教授には、知財政策がイノベーションを妨げないためにというテーマの下、複数の法域(jurisdiction)における知的財産権の実効性の違いを踏まえ、そこで活動する者の行動の傾向性等を指摘していただき、問題提起をしていただきます。

現状では、知的財産権の実効性の差が法域ごとに発生することが避けられないゆえに、知的財産権が強い実効性を持つ法域の企業は、そうではない法域で活動をするときに、競合者やライセンサーに対して、ことさらに知的財産権を強調する態度で臨む可能性があります。また、知的財産権の実効性が弱い法域の産業政策及び競争製作は、彼らの知的財産権の強調に対して、濫用(abuse)というラベル付けを濫用気味に(abusive)行う可能性があります。

しかし、これら何れの態度も、実は、過剰防衛的なものであって、相手方からは攻撃的にみえるだろうし、彼ら自身と彼らの消費者の利益を中長期的に損なうものであるかもしれません。

相互の立場を理解しつつ、過剰な防衛行動を避けながら、長い目で自己のあるいは自国の利益を確保し増進する道筋を、独占禁止政策の視点も視野に考えていくべきではないでしょうか。

このような問題提起につき、他のパネリストや会場参加者とのディスカッションを通じて、東アジアからのイノベーションの可能性はあるのかないのかも、議論を通じて明らかにできれば幸いです。

ビジネスと知的資産・知財法研究分科会セッション

◆ イノベーションのために知財視点で行うべきことは何か ◆

【略歴】

1) 寺本振透:【九州大学大学院法学研究院 教授】

1984年 司法試験合格。1985年 東京大学法学部(第一類)卒業。1987年 司法研修所修了、第一東京弁護士会登録。2007年～2010年 東京大学大学院法学政治学研究科教授(法科大学院実務家専任教員)。2010年より現職

2) 劉 昕 :【中国弁理士、日本弁理士、理学博士 北京瑞盟知識産権代理有限公司】

1989年に北京大学卒業(物理) 1992年に北京大学大学院(修士)修了(物理) 1994年に筑波大学博士課程編入 1994年～96年に理化学研究所で博士論文の研究を行う 1997年に筑波大学博士課程卒業(物理)、博士学位取得 1997-2000年に東京大学/理化学研究所 研究員(天体核物理) 2000-2008年に東京の特許事務所に勤務 2002年に中国弁理士、2004年に日本弁理士に合格 2007年に特定侵害訴訟代理業務試験に合格 2008年8月に北京の特許事務所に勤務 2010年3月に北京瑞盟知識産権代理有限公司所長に就任

3) 中島 淳:【特許業務法人太陽国際特許事務所代表社員、弁理士、博士(工学)、工学院大学客員教授、静岡大学客員教授】

自動車関係メーカーで衝突安全装置の研究開発及び新製品の事業化を担当。1974年に弁理士試験合格。弁理士会では、弁理士法改正、知財専門職人材の育成及びその制度改革に従事。総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会委員(2002-2004年)。日本弁理士会会長(2007-2008年度)。内閣官房知的財産戦略本部の本部員(2011-2013年)。

4) 遠山 勉(モデレータ) 【株式会社知財ソリューション代表取締役、秀和特許事務所特別顧問、成蹊大学法学部非常勤講師。弁理士・特定侵害訴訟代理登録。】

中央大学法学部法律学科卒。東京理科大学工学部第2部電気工学科卒。自動車部品メーカー、特許事務所を経て佐藤・遠山特許事務所を設立、秀英国際特許事務所と改名後、合併で秀和特許事務所共同設立。